

紹介受診重点医療機関について

当院は、令和6年12月1日に、北海道より「紹介受診重点医療機関」として公表され、紹介受診重点医療機関としての運用を開始しております。

紹介受診重点医療機関とは、手術や専門的な治療が必要な患者さんを中心に受け入れる医療機関のことです。日常的な診療は、地域の「かかりつけ医」が担い、必要に応じて、紹介状をお持ちのうえ当院をご受診いただくことで、医療機関それぞれの役割分担を明確にし、地域全体の医療の質向上を図ることを目的としています。

まずはお近くのかかりつけ医にご相談いただき、専門的な検査や治療が必要と判断された場合、当院への紹介状を発行していただけます。

国の制度に基づき、紹介状をお持ちでない場合、初診・再診にかかわらず、通常の診療費に加えて、以下の選定療養費（特別の料金）を徴収することとされております。

- 初診時：7,700円（税込）
- 再診時：3,300円（税込）

※上記の選定療養費の徴収は、令和7年6月1日より開始しております。

※選定療養費は、紹介状をお持ちでない初診・再診時に加算される費用ですが、当院では地域の医療ニーズや診療科の特性を踏まえ、一部の診療科や患者さんには徴収を行わない場合があります。詳しくは、当院 医事課までお問い合わせください。

選定療養費の対象外となる方

下記に該当する場合は、紹介状がなくても選定療養費の負担はありません。

1. 院内紹介された患者さん
2. 特定健診、がん検診等で要精密検査とされ健診結果を持参した患者さん（当院のちょこっと健診、DWIBS検査等を含む）
3. 救急車で搬送された患者さん
4. 強い痛み（腹痛、関節痛など）・出血・意識障害等で直接受診が必要な患者さん
5. 即日入院となった患者さん（外来受診の際に入院予約となった方を含む）
6. 労災・公災・交通事故・自費診療の患者さん
7. 生活保護を受けている方
8. 医療費の支払いが困難な低所得者・非課税世帯の方（相談があった方を含む）
9. 公費負担医療制度の受給対象者
 - ・ 自立支援医療（更生医療）
 - ・ 重度心身障害者
 - ・ 指定難病
 - ・ こども医療費受給者
 - ・ ひとり親家庭等医療費受給者 等
10. 歯科から紹介された患者さん
11. HIV感染者
12. 治験協力者である患者さん
13. 災害により被害を受けた患者さん



患者さんにおかれましては、制度の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

